総合福祉部会 第7回 H22.9.21 参考資料5 近藤委員提出資料

へいせいにじゅうにねんくがつみっか 平成 2 2 年9月3日

せんこくざいたくしょうがいじ しゃじったいちょうさ かしょう きほんこっかく あん たい いけん 全国在宅障害児・者実態調査(仮称)の基本骨格(案)に対する意見について ぜんこくしゃかいしゅうろう きょうぎかい かいちょう こんどう まさおみ 全国社会就労センター協議会 会長 近藤 正臣

7月 2 7 日開催の第5回総合福祉部会において示された全国在宅障害児・者実態調査 (仮称) の基本骨格(案) につきまして、以下のとおり意見を述べます。

1. 施設入所者等の在宅の障害児・者以外の者の対象化について

「障害者総合福祉法」(仮称)の検討にあたっては、施設入所者等についても、主としたいませいかっては、がにいなるくないませいかってが、はまるくないませいかって地域生活への移行のための課題把握を行うことが重要であり、今回の実態調査の対象として加えるべきだと考えます。

5ょうさこうもく ついか 2. 調査項目の追加について

しせっにゅうしょしゃとう ちょうさたいしょう ふく 施設入所者等も調査対象に含むことも踏まえ、調査項目には次のような内容を加えることが必要であると考えます。

ちょうさこうもく 調査項目	ういかないよう あん 追加内 容(案)
日常生活又は社会生活上の支障の発生	・支障の発生する状況
りなっと	・支障の内容
まょじゅうけいたいおよ どうきょしゃ じょうきょう 居住形態及び同居者の状況	きょしつ りょうにんずう ・居室の利用人数
	ゕぞくとう じょうきょう ・家族等の 状 況
しゅうにゅう じょうきょう 収入の状況	・家族等からの補填の 状 況
しょうがいふくし とう りょうじょうきょう 障害福祉サービス等の利用状況	・ 入 所期間
	・医療・保健サービスの利用 状 況
しょうがいふくし 障害福祉サービス等の希望	・一般就労後のフォーマル及びインフォーマ
	しえんないよう きぼう ルな支援内容の希望
	^{ちいきいこう} きぼう ・地域移行の希望および支援内容の希望

5ょうさほうほう 3. 調査方法について

- * 調査対象者が障害に対する認識を有していない場合もあることを想定すると、調査員は、 まうだんしえんせんもんいん しょうがいふくし せんもんてきちしき ゆう もの にな ひっよう かんが 相談支援専門員など障害福祉の専門的知識を有する者が担う必要があると考えます。
- ・ 施設入所者に調査を行う際は、本人の意思を的確に引き出せるよう、身近で支援を行う 職員が必要に応じて協力することが必要です。
- ・ 在宅障害児・者の調査にあたっては、調査対象の有無を確認せずに担当区域全戸に調査票 ・ を配布し、調査対象であると自らあるいは家族等が判断した方が記入する方法が考えられます。
- * ではなく、調査員による聞き取り調査とすることも検討すべきであると 考えます。